

県民生活審議会
第4回 参画・協働推進専門委員会の議事録

・日 時 平成15年9月1日(月) 15:30～17:30

・場 所 兵庫県公館 第2会議室

・出席者 委員:

小西委員長、山下副委員長

今崎委員、北野委員、立木委員、中瀬委員、

野崎委員、速水委員、室崎委員、森委員、門上委員

県:

清原理事(参画と協働・男女共同参画社会担当)、井筒県民政策部長、
大鳥県民文化局長、藤井参画協働課長、沖本参画協働課参画協働システム
係長

・議事 「地域づくり活動支援指針」、「県行政参画・協働推進計画」の中間報告(案)
について

・主な内容

1.開会

2.資料説明

- ・事務局から資料1、参考資料1～参考資料2を使って説明

3.議事

(委員長)

- ・資料1を中心に、どなたからでもご自由にご意見をお願いしたい。
- ・まず初めに、事前に委員の皆さんにお届けさせていただいた資料と、今回の資料と、どのような変更があるのか、そのところをもう一度説明していただきたい。

(事務局)

- ・主な変更点のみ説明する。最初のページでは、お届けしたものではありません。支援指針・推進計画の「基本的事項」を無味乾燥に書きだしていたが、本日の資料では、県民の皆さんに興味を持って読んでいただくという趣旨から、参画と協働の条例の復習というか、県として一番PRをしたい部分を「はじめに」として書き出した。
- ・本編の3ページ以降だが、たとえば「(2)参画と協働につながる取り組み」では、県民運動、ボランティア、NPO、地域ビジョンといったところを、時間があつたら読んでいただきたいという意味で、囲みをしてポイントを落とした。このように、構成全体の中で、是非とも読んでいただきたい部分、時間があれば読んでいただきたい部分との

メリハリをつけた。

- ・ 12 ページ以降だが「(2) 地域づくり活動の支援の方向」「(3) 参画と協働による県行政推進の方向」のところで、コンセプトを 3 つに整理し、キャッチコピーを短く、明確にした。
- ・ その他、文章表現等を整理した。

(A 委員)

- ・ 地域県民フォーラムは 10 地域での開催だが、それで県民全体の意見を反映できるのか。以前はたとえば青年のフォーラムをやりながら意見を聴いた。スケジュール的には難しいが、そういうことはやらなくていいのか。
- ・ 今年度は難しいが、この条例は 3 年目に見直しをするということだから、その間 10 人集まればフォーラムをやりますよという風に、小さなフォーラムを繰り返して、条例を県民のものとしていかななくてはならない。
- ・ この資料には県民という言葉が何度も出てくるが、誰を指しているのか分からない。これまでこういうことに関わらなかった人、情報を持っていない人も県民である。そういう人も含んで地域づくり活動を考えていかなければならないのではないか。

(事務局)

- ・ 9 月中旬から 10 月にかけて地域県民フォーラム、それが終わってパブリック・コメントを実施予定であるが、A 委員のご指摘については検討させていただきたい。
- ・ 条例施行後、4 ~ 5 月にかけて、様々な小団体のフォーラムに我々が出向いていくキャラバン事業を展開した。これらの中には青少年関係の団体もあった。そういったことも含めて、地域県民フォーラムのやり方についてはご意見をいただいて検討したい。

(B 委員)

- ・ 前回、チャンネル例について議論が集中していたが、事前にお送りいただいた資料では簡潔にまとまっていた。今回の資料では 32 ページ以降に事例がかなり詳しく載っている。どちらの形式が望ましいだろうか。

(事務局)

- ・ 事前にお届けした資料では、「ともに知る」「ともに考える」「ともに取り組む」「ともに確かめる」「ともに支える」という 5 つの項目でチャンネル例を整理していた。しかし、たとえば「ともに確かめる」段階でも「ともに知る」部分はあるだろうということで、「県民の目線で考える」「県民と力を合わせる」「県民の知恵を生かす」という 3 つの項目に組替えた。また、若干の表現方法の見直しも行った。
- ・ 第 3 回委員会の資料では、スポーツクラブ 21 ひょうご等、具体的な事業を出してチャンネルの組み合わせ例を記載していたが、そのような固定的な表示は良くないのではないかとということで、一般的なチャンネルの組み合わせ事例を 3 つ挙げて、個々の具体的な事業については部局で創意工夫をしていただきたいということにした。
- ・ 先ほどの A 委員の意見に対してもう一点補足させていただきたい。先ほどご紹介させ

ていただいたキャラバン事業だが、JC（青年会議所）、神戸こころ豊かな人づくり 500 人委員会、北播磨の地域子どもの日を作ろう実行委員会など、決して十分ではないが、様々な団体の行事にお呼びいただき、条例の PR をしたり、支援指針・推進計画の方向について意見交換会をさせていただいたりした。これらを踏まえ、また、今後実施される地域県民フォーラムでのご意見を踏まえ、最終報告のとりまとめにつなげたいと考えている。

（C 委員）

- ・ 行政と NPO の協働会議でも話題になったが、この資料の分類でいくと、県民運動 - 生活創造センターというフレームと、NPO・ボランティア - ボランティアプラザというフレームに、きれいに分けてあるが、実際にはそんなにきれいに分かれるものではない。ボランティア活動や NPO も、実際には地縁で活動している。県民と県民のパートナーシップというときに、もう少し地域に降りて、地域の中で組めるようなしくみづくりをもっと前面に出すべきではないか。
- ・ 7 ページに県民と県民のパートナーシップということでさらっと書いてあるが、たとえば国の地方制度調査会が、今後の地方自治制度のあり方についての中間報告で、地域自治組織という自己決定・自己責任の色合いが強いイメージを打ち出している。支援指針・推進計画でも、最終目標としてはっきりとしたビジョンを掲げて、そのためにこうするんだという、もう少し踏み込んだものが欲しい。

（D 委員）

- ・ 29 ページに「県行政内においては、部局を越えた連携を密にするとともに・・・」とあるが、そのような軽い表現で良いのだろうか。各部局、あるいは各県民局に徹底して参画と協働について理解してもらうために、何かきちっとしたルールのようなものが必要なのではないか。
- ・ 全くの対等関係ならば連携を密にするという表現でよいと思うが、やはり企画立案したところが徹底して浸透させていくべきではないか。
- ・ いくらフォーラムをやったところで、担当部局がいちいち出前講座で行かなければできないというのであれば困る。県民局等がフォーラムに行けばきちっと話が聴けるし、また話ができる、そういう状態にしていきたい。

（事務局）

- ・ C 委員のご意見についてだが、基本的な考え方としてはある程度書いてあるが具体的なしくみとしてはどうするか、各論のほうに書かれていない。どういうことが書けるのか、課題提起として受け止めさせていただく。
- ・ D 委員のご意見についても、全くそのとおりだと思う。文字面だけで部局を越えた連携と書いていても、実際にどう本庁と地方が参画と協働を理解してやっていくのか、このことに齟齬が出ているというのが、現に色々な施策の中で出てきている。
- ・ 県民局が現地解決型としてできてから 3 年、これをどう評価するかということが必要である。

- ・ また、本庁と県民局の関係についても、もう少し掘り下げて検討していきたい。

(D 委員)

- ・ スポーツクラブ 21 でも、地元の体育協会との間でうまくいっていない例もある。仮に良い企画があったとしてもそれを実践してどのような結果が出るかは県民局での取り組み方によって異なる。事業の企画立案をした場合は、本庁でも必ず中途の段階で評価をしていただきたい。その上で事業を継続するのか、上乘せするのか、あるいは中止するのか、後ろ向きの判断も含めてきちっと評価をしていただきたい。

(事務局)

- ・ 32 ページ以降で、基本的な類型としてチャンネルの組み合わせ例を提示しているのは、それぞれの地域、それぞれの事業に合わせて柔軟に議論をしていただくためである。その時に重要になるのは D 委員がおっしゃった途中段階での絶えざる見直し、検証である。そのことも書き加えさせていただきたい。

(A 委員)

- ・ たとえば、地域ビジョンがあるが、地域の人で知っている人と知らない人と、どちらが多いかという知らない人のほうが多い。そういう状況ではだめだろうと思う。自分たちが住む地域を自分たちの手で良くしていくということであれば、そのためには、もっと地域に根づいたところでいろんな意見を聴くということをやっていかなければ、本当にこの条例が県民のものになっていかないと思う。
- ・ そのためには、機会があるごとにいろんな場へ出て行っている意見を聴きながら、議論をしてつくり上げていくということが大事だと思う。そういう取り組みを行うということを具体的に書いたほうが良いのではないか。

(E 委員)

- ・ 17 ページ「重層的なネットワークの形成を促進する」のところの(例)に、行政・NPO 協働事業助成のフォローアップがあるが、阪神北など実際に NPO と行政が一緒の目線、対等の立場で県民の知恵を生かす方法を議論したりしているところもある。それを 23 ページの重点項目に加えていただきたい。
- ・ NPO の知恵を生かす方法や県民の知恵を生かす方法をどんどん挙げて、NPO も県民も頑張っているというところがもっと色んなところに出てくれば、当事者も一層やる気が出ると思う。

(F 委員)

- ・ 地域づくり活動の支援において大切なことは、そもそも県民とは誰のことだ、ということとも関わりがあるが、地域の中には様々な意見があり、行政が代表者の話を聴くとか一人ひとりの県民が意見を表明するだけでは弱く、県民同士の合意形成ができなければならない、ということである。
- ・ 県民と県民のパートナーシップを築くといっても、何らかの課題に対して意思決定をす

るためには、利害関係を調整したり、合意形成をしたりするための具体的な支援のしくみが不可欠である。

- ・ 32 ページ以降に具体例が載っているが、そこに至るまでのすごく大事なステップが契約、協約、締約を結ぶということである。委託はあくまでも主体は県にある。両者が対等であるということは何らかの約束をして初めてそうなるということであり、そのようなプロセスを抜きにして事業を始めるとトラブルが起こりかねない。
- ・ 合意を形成し、それを形にして初めて両者が対等になるというステップをちゃんと明記すべきではないか。

(G 委員)

- ・ 前回の議事録に「既存のことは、条例がなくてもできる。あえて条例をつくったことによる成果が支援指針等に反映されないといけない」とあるが、どのあたりにそれが出ているのか。

(事務局)

- ・ 重点取り組み項目の中で、前回の資料では既存の事業を多く挙げていたが、今回は既にやっているものはできるだけ省いて、これまでの取り組みを前提にしながら、さらにどのような形でステップアップしていけば良いのか、その方向性を書いている。
- ・ 例えば、地域団体活動パワーアップ事業や行政・NPO 協働事業助成なども表記しているが、これをフォローアップしていくという趣旨で、これからの展開方向として書いている。
- ・ 地域団体活動パワーアップ事業は今年度スタートしたが、事例を見ると、C 委員がおっしゃったように地域で活動されている NPO、ボランティアグループの方と協働で取り組まれている事例もある。また、行政・NPO 協働事業助成でも、行政を相手方とするだけではなく、企業や地域団体と NPO が協働で取り組むという方向も芽生えてきている。
- ・ このように、今までの取り組みからどうステップアップを図っていくべきかということを中心取り組み項目に書き、条例ができて支援指針を作る意味というものを強調した。

(G 委員)

- ・ 県民活動をしている当事者という立場でこの報告案を見ると、自分がどこに位置付けられるのか分かるように配慮していただきたい。
- ・ 兵庫県の地図上でこの報告案がどのように見えるかが分からない。地域計画のように即地的な視点も必要ではないか。
- ・ 企業の活動や情報の共有など、新しい先行事例を別冊、参考図書、ハンドブックのような形で記し、「兵庫県はこんな楽しいことが先進的に動いているよ」ということを示してほしい。それは県民にとってもものすごく良い動機付けになると思う。
- ・ これを読めば県民の方々の知識や活動が広がり、一つの出発点になって色んな活動に飛んでいけるような編集を配慮してほしい(たとえば脚注からホームページや文献に飛んでいける)。

(事務局)

- ・ ご指摘を踏まえて検討させていただく。

(委員長)

- ・ 県民運動推進員、地域ビジョン委員などがどこに位置付けられるのが整理しようという話は以前にあったが、どうするのか。

(事務局)

- ・ 推進員についてだが、21ページの2つ目の箱に書いている。県民運動、NPO、ボランティア活動、地域ビジョンなど、参画と協働の基礎となる取り組みが別々に進むのではなく、緩やかなネットワークの中で総合的に地域づくり活動に取り組みられるべきと考えている。このような考え方のもと、例えば、県民運動推進員のあり方そのものも(例)のように、より機能的になるよう見直しが必要だと考えている。

(D 委員)

- ・ 推進員についてあれもこれも書くと、一般の県民の方が勝手にやれとアレルギーを起こす可能性がある。一般の県民の方のほうが多いのだから、そういう人たちに参画と協働を認識してもらい、自主的に動いてもらうことが必要である。
- ・ 推進等を必要以上に取り上げるのではなく、その人たちがやっているような活動を行うことが当たり前ですよ、という形に持っていくべきではないか。

(委員長)

- ・ 条例をつくった段階で、既に実質的に参画と協働を実践している多様な推進員があった。それらを整理して位置づける必要があるのではないか。

(H 委員)

- ・ 今までさまざまな地縁や地域の活動に参加してきた人は、これまでの「参加」と、これからの「参画」がどう違うのか、というのが分かりにくいのではないか。これからフォーラム等があるが、一県民のために、原点に帰って、参加と参画はどう違うのかを詳しく説明していただけるような場があれば良いと思う。

(I 委員)

- ・ 県がどうするか、ということは強く出ているが、県民がどうするかということについての印象が弱い。難しいかもしれないが、県民の責務のようなものをもう少し強く出せないか。
- ・ 積極的な県民がどうするか、何ができるかは書いてあるが、他人まかせな人、関心を持たない人をどうするかが書けていない。
- ・ NPO やボランティア活動などで頑張っている積極的な人が、その背後にいる一般の多くの県民の声を引き上げるしくみが必要である。
- ・ 一般の人がピンポイントで何かの事業にアクセスするのみではなく、県政にフリーにア

クセスできるしくみがあれば良いのではないか。また、県民が何か新しい提案をしようとしたときに、自由に提案できるところ、受け止めてくれるところがあると良いのではないか。

(事務局)

- ・ 県政のフリーアクセス、自由な提案、積極的でない人の意見を反映させること等についてだが、行政が自ら打ち出していくのは難しい。そういう意味でも、NPO、テーマ型グループ、婦人会や子ども会といった地縁団体の連合会、職能団体、商店街を通したコミュニティづくりをやっているところ等、様々な中間支援組織が、アクセスをフリーにしたり、提案を支持したりと、重層的に活躍してもらえようような社会に向けての支援が必要だと考える。
- ・ 県民の義務について、県の立場で書くのは難しい。というよりむしろ、書いてはいけないのではないか。それは被災者復興支援会議の仕事ではないか。
- ・ 県民という面で言えば、違いを認め合うことが大事で、それがないままに意見の違いから足を引っ張り合うようなことになってはならない。

(A 委員)

- ・ チャンネルの話だが、地域によって使われるチャンネルは違う。それに配慮した例示なり表現も必要ではないか。
- ・ 色んな意見を意思として出すときに、その出し方もそれぞれである。県が一つのやり方に決めるのではなく、違いを認めるような説明の仕方、情報の提供をしていかななくてはならない。そうでなくては反響のある地域とそうでない地域の温度差が大きくなる。
- ・ たとえば、NPO 法案ができたときには、但馬や淡路ではあまり関心がなかったが、阪神間では関心が強かった。そういうことにならないよう工夫しないといけない。

(D 委員)

- ・ A 委員の意見に賛成である。県で企画立案したことはきちっと筋を通し、その上でそれをそれぞれの地域の実情に合わせて生かしてほしい。

(B 委員)

- ・ 理事のお話にもあったように、中間支援組織との関係もあって、県としてはこれ以上のことはできないのではないかと思う。
- ・ 我々がここで考えていることと、パブリック・コメント等で帰ってくるフィードバックとにはやはり齟齬がある。これらを吸い上げることが重要である。
- ・ たとえば、中間支援組織が自己満足的に NPO の役に立つと思ってやっていることでも、NPO にしてみれば中間支援組織のサービスはまだまだ物足りないという答えが返ってくる。
- ・ 一般企業でも、今まで参加する人はいても参画する人は少なかった。これからは企画の段階から主体的に参画していかなければならないという気運が高まっている。そういう意味で、参加と参画はやはり根本的に違いがある。

(D 委員)

- ・ 参画はさせてもらわないことにはなかなかできない。参加は来なさいよと言われて行ったらすむ。参画のためにはそれを仕掛ける人が必要ではないか。

(J 委員)

- ・ 県民の責務については、県としては書けなくても審議会としては書けるのではないかという気がしている。
- ・ しかし、自覚して参画と協働しないという選択をすることも含めて県民の責務については、いまだに十分に議論されておらず、詰めて議論をしないといけないのではないか。
- ・ この指針・計画は「(これから)がんばります」という類のものだが、参画と協働がどこまで進んだかを評価するしくみをどこかに入れておかないといけない。3年後に検証するとあるが、何をもちて検証するのか。その仕組みが必要である。
- ・ 重点取り組み項目についてだが、取り組んだかどうかという評価ではなく、それが参画と協働という点から見てどのような意義があったのかをチェックするしくみが必要である。
- ・ 8ページのところで「地域団体・・・その他の民間団体」とすべて放り込んでしまって、団体ごとの区分を反映していないが、2月の県民生活審議会の答申とリンクさせて、伝統的な地縁団体、新しい形の地縁団体、NPO といったいくつかの団体の位置付け等を組み込めないだろうか。それと合わせて、中間支援組織等の団体の役割とか機能とか、それに対する支援とかが書けないだろうか。
- ・ 県民という個人単位を中心に置いて指針・計画を組み立てるのか、それともそれに加えて団体、中間支援組織といったものも単位として、あるいは主体として組み立てるのかによって変わってくる。そのあたりは今後の課題かなと思う。

(G 委員)

- ・ J委員の評価・検証についてのご意見だが、その目標値の設定の仕方を今後3年間で考えなくてはいけないと思う。前例が無いので、先進モデルとなるようなものを提示できればと思う。

(J 委員)

- ・ 指針の評価については思い浮かばないが、計画の評価については、たとえば24ページのチャンネル例、32ページの組み合わせ例について、「これを参考に工夫して作ってくれ」というだけではなく、「作って、それを今どうなっているかについて報告してくれ」というしくみをつくれれば、どういう風に参画と協働の観点からプロセスを組み替えたのか、どういうものを入れたのかが分かって良いのではないか。

(事務局)

- ・ やはり途中段階で今どうなっているのかを報告してもらうことが重要だと思う。
- ・ たとえば、それぞれの具体的な事業、施策について財政課に予算要求する際には、政策評価の調書と合わせて、参画と協働のどういうプロセス、どういうチャンネルを組み合

わせてやるのか、これまではどうでこれからはどうなのか、というようなことを明らかにした上で要求する。その資料が参画協働課に回ってくる、その中で主な事業についてはこの専門委員会でご審議いただく、などのしくみが考えられる。

(D 委員)

- ・ 前回、あまり詳しくすぎる資料や膨大な資料では良くないということで、今回コンパクトになったはず。県民みんなが見られるような資料になるよう配慮していただきたい。

(事務局)

- ・ F 委員、G 委員がおっしゃる地域間の違いというものをどう書くかというのは難しい。また、それを書くとは膨らんで J 委員のおっしゃるように詳しくなりすぎるのではないか。
- ・ I 委員の県民サイドはどうだという議論も確かに必要だが、県として書くのは難しい。
- ・ J 委員の団体の区分についての話だが、あるべき姿は書けないので、このような団体があるという例示という形で書くしかないだろうと思う。

(I 委員)

- ・ 27 ページのサイクルの図が参画と協働をよく表していると思う。これを表紙に持ってきてはどうか。
- ・ 元気な県民がおとなしい県民を引き上げるということが重要だ。それを前提としてみんなに理解してもらわないといけない。

(委員長)

- ・ 将来的にはカラー印刷になる予定だから、27 ページの図はシンボルマークとして使えるかもしれない。

(事務局)

- ・ 委員長からも様々なご指摘をいただいているが、最終報告までには整理をさせていただく。
- ・ 推進員の種類の件も、別冊か何かでまとめてみても良いかなと思う。
- ・ A 委員から各地域の様々な団体にきちっと PR をしないといけないというご指摘を頂いたが、それぞれの県民局で、県民局の職員が出前で行っていき「さわやか県民局」というのがあるので、こちらもフルに活用させていただく。
- ・ 指針・計画ができた後もフォローアップの意味でキャラバン事業やさわやか県民局は継続していきたいと考えている。

(委員長)

- ・ この指針・計画は審議を重ねて少しずつ成長していていると思う。
- ・ 3年かけてやれば良いので、とりあえず H15 年度はこれでやりましょうということで、それ以降は来年再来年に必要に応じて変えていけば良いのではないかなと思う。

- ・ 今、すべてに答えを出す必要はないし、1度出した答えに変更を加えても良い。
- ・ たくさんのご意見をいただいたが、それらを踏まえて中間報告案をとりまとめたい。
- ・ 9/26の県民生活審議会の全体会で中間報告案を出さなければならないので、今回の案に皆さんにいただいたご意見を私と事務局で加味して、もう一度皆さんにお配りさせていただくので、それについて書面等で皆さんにご意見を頂きたい。それをもって中間報告案としてお認めいただきたい。
- ・ 庁内の他の部局に「自分たちで参画と協働の取り組みを組み込み、その効果等を評価もしなさい」といっているので、指針・計画についてもきちっと評価するということを明記しておく必要がある。
- ・ それ以外のご意見についても、できるだけ対応させていただく。

(事務局)

- ・ 熱心で有意義なご討議、感謝申し上げます。
- ・ 9月26日の県民生活審議会総会にご出席をお願いしたい。

4. 地域県民フォーラムについて

- ・ 事務局から参考資料3を使って説明。

5. 閉会